

栃木県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱

(制定 平成3年2月26日)

(目的)

第1条 この要綱は、ゴルフ場において芝、樹木等の病害虫の防除等を目的として使用される農薬の安全かつ適正な使用及び管理を図るために必要な事項を定め、もって県民の健康の保護に資するとともに、生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「農薬」とは、農薬取締法(昭和23年法律第82号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する農薬をいう。

2 この要綱において「事業者」とは、県内においてゴルフ場を経営し、又は管理運営している者(ゴルフ場の造成工事が着手されたときの当該工事の発注者を含む。)をいう。

(登録農薬の使用)

第3条 事業者は、ゴルフ場において農薬を使用するに当たっては、法第3条第1項又は法第34条第1項の規定により現に農林水産大臣の登録を受けている農薬を使用するものとする。

(農薬表示事項の遵守)

第4条 事業者は、ゴルフ場において農薬を使用するに当たっては、法第16条の規定により表示された適用病害虫の範囲及び使用方法並びに農薬の貯蔵上又は使用上の注意事項等の農薬表示事項を遵守し、安全かつ適正に使用するものとする。

(使用農薬の選定)

第5条 事業者は、ゴルフ場の立地条件、周辺環境に与える影響、農薬の特性、防除の効果、使用農薬のローテーション及び病害虫の発生様相等を十分考慮し、必要最小限の散布に努めるほか、できるだけ毒性の低い農薬を優先して選定するものとする。

特に、当該ゴルフ場の下流に近接して養魚場等の利水施設が存在する場合には、魚毒性が強い農薬は使用しないものとする。

(危被害の防止)

第6条 事業者は、ゴルフ場において農薬を使用するに当たっては、気象、地形及び周辺の利水状況等の環境条件に十分配慮し、周辺水域に農薬が流入しないよう注意するとともに、ゴルフ場の従業員、利用者及び周辺住民等に被害を及ぼさないよう努めるものとする。特に、当該ゴルフ場が河川等及び浄水場に近接する場合、流水が生じるおそれのある降雨が予想される場合には、水質への影響が強い農薬は、使用しないものとする。

(農薬管理使用責任者等の設置)

第7条 事業者は、当該ゴルフ場職員の中から、農薬管理使用責任者を定め、別記第1号様式により、その氏名等を知事に報告するものとする。

2 事業者は、前項の報告事項中に変更が生じたときも同様に報告するものとする。

3 事業者は、ゴルフ場ごとに、知事が認定する栃木県農薬管理指導士を設置するように努めるものとする。

(農薬管理使用責任者の職務)

第8条 農薬管理使用責任者は、毎年度初めに、対象病害虫等、防除時期、使用農薬等を内容とする防除計画を作成するものとする。

2 農薬管理使用責任者は、農薬の使用に係る作業日誌を作成し、農薬の名称、使用量、散布場所、散布面積、散布時間、対象病害虫等及びその発生状況、使用機器、防除装備の種類、使い残した農薬、空容器及び使用器具の処理、当日の天候、事故の発生の有無及び講じた措置等を記録しておくものとする。

3 農薬管理使用責任者は、農薬受払簿を作成し、農薬の購入量、使用量、残量等を正確に記録しておくものとする。

(農薬の購入)

第9条 事業者は、農薬の購入に当たっては、法第17条の規定による届出のあった農薬販売者から購入するものとする。

2 知事は、農薬販売者に対し、ゴルフ場における農薬の適正な供給を図るよう指導するものとする。

(防除の委託)

第10条 事業者は、ゴルフ場における病害虫の防除等の作業を委託するに当たっては、防除者に本要綱の周知を図るものとする。

2 知事は、防除者に対し、ゴルフ場における農薬の安全かつ適正な使用を図るよう指導するものとする。

(農薬使用状況等の調査、報告)

第11条 事業者は、毎年4月末日までに前年度の農薬使用実績等(別記第2号様式)を、知事に報告するものとする。

2 知事は、必要に応じゴルフ場における農薬の使用、保管、管理等の状況について調査するとともに、事業者から報告を求めることができるものとする。

(農薬使用状況等に関する指導)

第12条 知事は、前条第2項の規定に基づく調査の結果、農薬の安全かつ適正な使用、保管、管理及び周辺環境の保全等のために、必要があると認めるときは、事業者に対し指導するものとする。

(排水水の自主管理)

第13条 事業者は、ゴルフ場からの排水水の農薬濃度が「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針の制定について」(令和2年3月27日付け環水大土発第2003271号環境省水・大気環境局長通知)に定められた指針値(以下「指針値」という。)を超えないよう管理するものとする。

2 事業者は、ゴルフ場の調整池等に生息環境に応じた魚類を飼育する等、ゴルフ場内の水質の常時監視に努めるものとする。

3 事業者は、ゴルフ場の排水口において、年間で最も農薬濃度が高い状態になると見込まれるときに、排水水の農薬濃度を測定するものとする。ただし、ゴルフ場の構造等によって排水口における測定が困難な場合には、場内の調整池等ゴルフ場からの農薬の流出実態が適切に把握できる地点において行うものとする。

4 事業者は、前項の測定を行ったときは、測定を行った翌月の末日までに測定の結果(別記第3号様式)を知事に報告するものとする。

5 事業者は、前項の測定の結果、ゴルフ場の排水水の農薬濃度が指針値を超えたときは、その原因を調査するとともに、農薬使用の改善等必要な措置を講じるものとする。

(排水水の監視・指導)

第14条 知事は、必要に応じゴルフ場の排水水等について調査するとともに、事業者から報告を求めることができるものとする。

2 知事は、ゴルフ場の排水水中の農薬濃度が指針値を超えたとき、又は、ゴルフ場の排水口等の下流域に取水口を有する水道の原水中の農薬濃度が「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成15年10月10日付け健発第1010004号厚生労働省健康局長通知)に定められた水質管理目標値を超えたとき等の場合には、事業者に対し、農薬の使用方法等について必要な措置を講じるよう指導するものとする。

(農薬の保管、使用状況の把握)

第15条 事業者は、農薬の保管管理に当たっては、農薬の盗難、紛失、飛散、流出等を防止するため鍵のかかる倉庫等に保管するとともに適正に管理するものとする。また、使い残した農薬、空容器等は適切に処理するものとする。

2 事業者は、第8条第1項の防除計画、同条第2項及び第3項の記録並びに第13条第3項の測定結果を3年間保存するものとする。

(周辺環境等に異常が認められたときの措置)

第16条 事業者は、ゴルフ場若しくはその周辺環境に異常が認められ又はそのおそれがあるときは、直ちにその旨を知事に報告するとともに、その原因を究明して適切な措置を講じるものとする。

(調査への協力)

第17条 事業者は、知事が行う調査等に対し、積極的に協力しなければならないものとする。

(勧告)

第18条 知事は、事業者が知事の指導に従わないとき又は調査及び報告を拒んだときは、当該事業者に対し、勧告できるものとする。

(氏名等の公表)

第19条 知事は、前条の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた事業者がその勧告に従わないときは、当該事業者の氏名等を公表することができるものとする。

(農薬安全使用研修会等への参加)

第20条 知事は、事業者、農薬管理使用責任者等の関係者に対し研修会を開催するほか、農薬安全使用に関する情報の提供等に努めるものとする。

2 事業者は、知事が行う研修会等に農薬管理使用責任者等の関係者を積極的に参加させるものとする。

(市町村長との連携)

第21条 知事は、必要に応じ市町村長と農薬に関する情報の交換を実施するなど、市町村との連携に配慮するものとする。

(委任)

第22条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に知事が定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

2 ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱(平成元年3月9日付け蚕農第383号農務部長通知)は、平成3年3月31日限り廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成8年3月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成12年3月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成15年8月25日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成21年3月13日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成22年3月17日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 3 月 16 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 12 月 5 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 12 月 25 日から適用する。